

【公報種別】特許法第 17 条の 2 の規定による補正の掲載  
 【部門区分】第 4 部門第 1 区分  
 【発行日】令和 3 年 10 月 28 日 (2021.10.28)

【公表番号】特表 2021-501277 (P2021-501277A)  
 【公表日】令和 3 年 1 月 14 日 (2021.1.14)  
 【年通号数】公開・登録公報 2021-002  
 【出願番号】特願 2020-544106 (P2020-544106)  
 【国際特許分類】

E 0 6 B 5/00 (2006.01)

E 0 2 B 7/22 (2006.01)

E 0 6 B 9/00 (2006.01)

【 F I 】

E 0 6 B 5/00 Z

E 0 2 B 7/22

E 0 6 B 9/00 Z

【手続補正書】

【提出日】令和 3 年 9 月 15 日 (2021.9.15)

【手続補正 1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項 1】

可搬型の洪水バリア用の地面封着構成体 (3) であって、前記洪水バリアは、前記地面封着構成体 (3) および垂直壁部 (2) を備え、前記垂直壁部 (2) は、前記洪水バリアを形成するように、前記地面封着構成体 (3) の第 1 のエッジに沿って前記地面封着構成体 (3) に対して実質的に垂直方向に配置されるように構成され、前記地面封着構成体 (3) は、地面上に位置決めされるように構成され、

前記地面封着構成体 (3) は、

前記地面封着構成体 (3) の本体を形成する主封着層 (32) であって、水に対して不透過性である主封着層 (32) と、

前記主封着層 (32) の地面側下面上に配置された底部封着層 (33) であって、前記底部封着層 (33) は、前記地面封着構成体の前記第 1 のエッジから最も遠位に位置する前記主封着層 (32) の周囲エッジから距離 L をおいて前記主封着層 (32) に対して装着され、それにより、前記底部封着層 (33) は、前記主封着層 (32) および前記底部封着層 (33) が互いに対して実質的に平行である場合に、前記底部封着層 (33) が前記主封着層 (32) に対して装着される箇所から前記主封着層 (32) の前記周囲エッジ (2a) に向かって延在する自由端部 (3a) を有し、前記底部封着層 (33) は、高い可撓性および/または粘着性を有する材料を含み、前記材料は、伸縮性を有し、水で湿らされた場合に地面に対して付着することにより、前記地面封着構成体 (3) と前記地面との間における水の通過を防止するバリアを形成する、底部封着層 (33) とを備える、地面封着構成体 (3) 。

【請求項 2】

前記底部封着層 (33) は、ゴムラテックスから作製される、請求項 1 に記載の地面封着構成体 (3) 。

【請求項 3】

前記主封着層 (32) は、キャンバスから作製される、請求項 1 または 2 に記載の地面

封着構成体（３）。

【請求項４】

前記地面封着構成体は、

前記主封着層（３２）の上に配置されたおもり層（３１）であって、前記主封着層（３２）および前記底部封着層（３３）に対して力を印加して、前記主封着層（３２）および前記底部封着層（３３）を前記地面に向かって押し付けることにより、前記主封着層（３２）および前記底部封着層（３３）が水面上に浮かぶのを防止する、おもり層（３１）をさらに備える、請求項１から３のいずれか一項に記載の地面封着構成体（３）。

【請求項５】

前記おもり層（３１）は、前記主封着層（３２）の自由端部および前記底部封着層（３３）の自由端部が前記地面に対して押し付けられるように、前記地面封着構成体の前記第１のエッジから最も遠位に位置する前記主封着層（３２）の前記周囲エッジに配置される、請求項４に記載の地面封着構成体（３）。

【請求項６】

前記おもり層（３１）は、LEDグレインで充填されたキャンバスチューブにより形成される、請求項５に記載の地面封着構成体（３）。

【請求項７】

前記おもり層（３１）は、前記主封着層（３２）に対して溶接されている、請求項４から６のいずれか一項に記載の地面封着構成体（３）。

【請求項８】

前記おもり層（３１）は、前記主封着層（３２）に対して脱着可能に連結されている、請求項４から６のいずれか一項に記載の地面封着構成体（３）。

【請求項９】

前記地面封着構成体（３）は、穿孔された上方の層を備える、請求項１から８のいずれか一項に記載の地面封着構成体（３）。

【請求項１０】

請求項１から９のいずれか一項に記載の地面封着構成体（３）を備える洪水バリア。

【請求項１１】

前記垂直壁部（２）は、前記地面封着構成体（３）上に除去可能に配置される、請求項１０に記載の洪水バリア。

【請求項１２】

前記垂直壁部（２）は、前記垂直壁部（２）が前記地面封着構成体（３）の方へと折り畳まれるかまたは前記地面封着構成体（３）から離れる方へと折り畳まれるように構成されるように、前記地面封着構成体（３）上に傾斜可能に配置される、請求項１０または１１に記載の洪水バリア。